

◆賃貸住宅の管理  
わが国では、ストックとしての住宅は賃貸住宅が4分の1を占めており、単身世帯、外国人居住者の増加等でこれが増える状況にある。

一方、賃貸住宅の賃貸人が高齢になると、募集・修繕・立ち退きその他で管理業務が複雑・高度化する等の事情があり、賃貸人においては賃貸住宅の管理を業者に委託したり、サブリース業者による借り上げに応じたりする例が多くなった。そうなると賃貸住宅の管理上の知識、経験に乏しい賃貸人と事業者との間で次の紛争が起きたりする。

・賃料等が入らなかつたり、入金が遅れたりする。  
・報告がない上、期待した通りの管理をしてくれない。  
・借り上げなのに、説明もな

ぐ、賃料減額や契約解除を言い出す。  
◆新法による規制  
これを受けて新しく「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律」が作られること

【規制対象】  
賃貸住宅とは、賃貸借契約を締結した人の居住の用に供する家屋又はその一部のこと。オフィス、倉庫、旅館業の許可を受けたウイークリー

締結前的重要事項説明・書面交付と契約締結時の書面交付③金銭の分別管理④定期報告が義務づけられ、これらの義務に違反した場合は、業務停止、登録取り消し等の監督処分や罰則が課せられる。

【マスター・リース契約】

この契約は賃貸人とサブリース業者との間で交わされる賃貸借契約を指すが、サブリース業者が当該賃貸住宅を転貸する事業を営むことが前提になっている。事業者はマスター・リース契約を交わすのに先立ち、次の重要事項についての説明と書面交付を行うことが義務づけられている。(1)マスター・リース契約の相手方に支払う賃料の額、支払期日及び支払方法等の賃貸の条件並びにその変更に関する事項(2)サブリース業者が行う賃貸住宅の維持保全に要する費用の分担に関する事項

（弁護士・浦田益之）

事項③借地借家法等マスター・リース契約に係る法令に関する事項。

賃料は期間中変わらないとか、追加の管理費用は要らなければ、いつかの誇大・虚偽の表現を用いた広告をサブリース業者が打ったり、勧誘者の言動を通じて賃貸住宅の賃貸人を感じさせたりする例が往々にしてある。このため、賃料の支払いや・契約変更等に関する著しい事実に相違する、優良・有利であると誤認させるなどの広告は禁止した。なお、賃貸人も賃借人の側に賃料減額請求があることに注意を要する。

（弁護士・浦田益之）

## 匠プラザ21 経営法務大学

### 賃貸住宅管理業者等の規制

になつた(令和2年6月12日成立)。新法の柱は賃貸住宅管理業者の登録制度の導入とマスター・リース契約の適正化の二つだ。

マンション等は含まない。  
【賃貸住宅管理業】  
事業者に対して国土交通大臣への登録を義務づけ、一定の行為規制を課した。この登録制度の部分は、令和3年6月中旬までの間に施行となるが、改正省令で管理戸数が示される小規模事業者は対象外とする(任意での登録は可)。

従前からの事業者は、施行後1年内に限り登録せずとも當業が続けられる。

規制内容としては、(1)業務管理者の配置(2)管理委託契約

（弁護士・浦田益之）